

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(京橋税務署長)

令和5年7月28日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	山下 清兵衛 山下 功一郎 田代 浩誠 西潟 理深 丸地 英明
同訴訟復代理人弁護士	今川 正顕
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	京橋税務署長 小野寺 郁夫
同指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 京橋税務署長が令和元年5月28日付けで原告に対してした原告の平成26年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち総所得金額1313万4680円及び納付すべき税額10万1300円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 京橋税務署長が令和元年5月28日付けで原告に対してした原告の平成27年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち総所得金額3億6368万9583円及び納付すべき税額1億5967万3600円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 京橋税務署長が令和元年5月28日付けで原告に対してした原告の平成28年分の所得税及び復興特別所得税に係る更正処分のうち総所得金額1115万2771円及び納付すべき税額3万1500円を超える部分並びに無申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

本件は、原告が、日本中央競馬会(以下「JRA」という。)が行う競馬(以下「中央競馬」という。)の勝馬投票券(以下「馬券」という。)の的中により得た払戻金(以下「本件払戻金」という。)に係る所得(以下「本件競馬所得」という。)が雑所得に当たることを前提として、所

得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）について確定申告及び納税をしたところ、京橋税務署長から、本件競馬所得は雑所得ではなく一時所得に当たるなどとして、原告の平成26年分から平成28年分まで（以下「本件各年分」という。）の所得税等に係る各更正処分（以下「本件各更正処分」という。なお、特定の年分についていう場合は「平成○年更正処分」という。）、平成26年分及び平成27年分の過少申告加算税並びに平成28年分の無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。なお、特定の年分についていう場合は「平成○年賦課決定処分」又は「平成○年更正処分等」という。）を受けたことから、本件競馬所得は事業所得又は雑所得に当たると主張して、本件各更正処分等の取消しを求めた事案である。

## 1 関係法令の定め

### (1) 所得税法

ア 所得税法27条1項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう旨規定している。

また、同条2項は、事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨規定している。

イ 所得税法34条1項は、一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう旨規定している。

また、同条2項及び3項は、一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額（500万円。ただし、上記残額が50万円に満たない場合には、当該残額）を控除した金額とする旨規定している。

ウ 所得税法35条1項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう旨規定している。

また、同条2項は、雑所得の金額は、①その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額と②その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額の合計額とする旨規定している。

### (2) 所得税法施行令

所得税法施行令63条は、所得税法27条1項に規定する政令で定める事業は、①農業、②林業及び狩猟業、③漁業及び水産養殖業、④鉱業、⑤建設業、⑥製造業、⑦卸売業及び小売業、⑧金融業及び保険業、⑨不動産業、⑩運輸通信業、⑪医療保健業、著述業その他のサービス業、⑫前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行う事業とする旨規定している。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲の各証拠〔枝番号が付された証拠でその記載がないものは全ての枝番を含む趣旨である。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 中央競馬の概要並びに馬券の発売方法及び払戻金の計算方法

ア 競馬開催の根拠法及び開催主体

- (ア) 競馬法は、J R A、都道府県及び指定市町村は、競馬を行うことができる（競馬法1条の2第1項及び2項）一方、J R A、都道府県又は指定市町村以外の者は、馬券その他これに類似するものを発売して、競馬を行ってはならない（同条6項）として競馬の開催主体を限定している。
- (イ) J R Aは、競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するため、競馬法により競馬を行う団体として、日本中央競馬会法に基づき設立された法人である（同法1条及び2条）。

イ 中央競馬の開催状況等

- (ア) J R Aが行う競馬を中央競馬といい（競馬法1条の2第5項）、現在、全国10か所（札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、中京、京都、阪神及び小倉）の競馬場において競馬が開催されている（同法2条、競馬法施行規則1条）。
- (イ) 中央競馬は、その年間開催回数、1回の開催日数、1日の競走回数等に制限があり、年間開催回数は36回以内、1回の開催期間中の開催日数は12日以内、1日の競走回数は12回以内とされているほか、年間の開催日数は288日以内とされている（競馬法3条、競馬法施行規則2条1項。なお、同一の日に複数の競馬場で競馬が開催される場合には、競馬場ごとに別々の開催日として計算される。）。また、中央競馬については、開催の日取りについても制約があり、原則として、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月5日から同月7日まで又は12月28日のいずれかの日からなる日取りとされている（同法3条、同規則2条2項。なお、12月28日は、平成27年農林水産省令第73号による同項の改正により追加された。）。

そして、平成26年から平成28年までにおいては、中央競馬は、いずれの年も年間合計36回、288日開催されている。（乙3）

なお、J R Aは、上記開催期間とは別に、競馬開催日（競馬開催日が2日以上連続する場合にはその連続する競馬開催日を併せたもの）又は、競馬開催日と競馬開催日との間の日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは12月31日から翌年1月3日までの日である場合の前後する競馬開催日を併せたもの等を「節」と称している。（乙4）

ウ 馬券の発売方法及び払戻金の計算方法

- (ア) J R Aは、券面金額10円の馬券10枚分以上を1枚として（すなわち1口100円以上で）発売することができる（競馬法6条1項及び2項）ところ、馬券の発売は、その競走に出走すべき馬が確定した後に開始し、その競走の発走の時までに締め切らなければならないとされている（競馬法施行令8条）。

勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝単式及び連勝複式並びに重勝式（同一の日の2以上の競争につき同一の上記勝馬投票法のいずれかにより勝馬となったものを一組としたものを勝馬とする方式をいう。）の5種類とされており（同法7条）、勝馬投票法の種類ごとに、勝馬投票の的中者に対し、払戻金が交付される仕組みとなっており（同法8条）、勝馬投票法の種類ごとの勝馬は、その競走の開催執務委員の着順の宣言により確定する（競馬法施行規則7条8項）。

(イ) J R Aによる馬券の具体的な発売方法は、次のとおりである。

a 場内発売

全国10か所の競馬場の窓口で、当該競馬場及び他の競馬場で開催されている競走に係る馬券を発売している。

b 場外発売

全国に所在する場外馬券売場「W I N S (ウインズ)」等で、自動販売機等により発売している。

c 電話・インターネットによる発売

(a) J R Aと「日本中央競馬会インターネット投票に関する約定(即P A T会員)」(以下「即P A T約定」という。乙4)又は「日本中央競馬会電話・インターネット投票に関する約定(A-P A T会員)」(以下「A-P A T約定」という。乙5)を結んだ者(以下「加入者」という。)は、電話やインターネット接続端末を利用したP A T ( P e r s o n a l A c c e s s T e r m i n a l )方式により、馬券の購入を申し込むことができる。

P A T方式には、即P A TとA-P A Tの2種類があり、いずれもインターネット接続端末を利用してインターネット経由で馬券の購入を申し込むことができる(即P A T約定7条、A-P A T約定7条の2)。また、加入者がP A T方式で馬券を購入した場合、実際にはJ R Aが加入者に代わって馬券を受領し、保管するものとされている(即P A T約定15条、A-P A T約定11条)。

(b) 即P A Tの加入者は、あらかじめJ R Aが別に定める銀行に普通預金口座を開設し(即P A T約定2条1項)、馬券の購入に充てる予定の金額を当該普通預金口座からJ R Aが指定する口座(以下「J R A口座」という。)に振り替えることを目的とした口座振替契約を、当該銀行との間で締結しなければならない(同1条2項及び2条2項。以下、当該口座振替契約を締結した口座を「ネット口座」という。)

即P A Tの加入者は、馬券の購入に当たり、馬券の購入資金をネット口座からJ R A口座に振り替えることとされており(同12条1項)、当該振替や、逆にJ R A口座からネット口座への戻入れは、原則として随時(競馬開催中の土曜日及び日曜日も含む。)行うことが可能となっている(同14条2項)。

即P A Tにおける馬券の購入限度額は、J R A口座に振り替えた金額からネット口座に戻し入れた金額を控除した残額から、その日のその申込みまでに即P A Tで購入した馬券の金額を差し引き、その日のその申込みまでに確定した払戻金等の金額を加算した額とされており(同13条の2)、J R Aは、節の最終日の馬券の発売終了後に当該限度額の全部をネット口座に戻し入れる手続を行う(同14条1項)。

(c) A-P A Tの加入者は、加入時にJ R Aが指定する銀行にA-P A T専用口座を開設しなければならない(A-P A T約定1条1項)、当該口座では、競馬開催日及びその前後で各銀行が別に指定する時間は、原則として入出金を行うことができない(同2条2項)ため、A-P A Tの加入者は、事前に馬券の購

入資金を当該口座に入金しておく必要がある。ただし、競馬開催日の前日の当該口座の残高から、A-PATで購入した馬券の金額を差し引き、確定した払戻金等の金額を加算した額を限度として、馬券の購入ができることとされている（同10条の2）ため、A-PATで購入した馬券が的中した場合、確定した払戻金等の額を、その後の競走における馬券の購入に充てることができる。

(ウ) JRAによる払戻金の具体的な計算方法は、次のとおりである。

勝馬投票の的中者に対する払戻金は、勝馬投票法の種類ごとに、その競争についての馬券売得金（馬券の発売金額から競馬法12条〔投票の無効〕の規定により馬券の所有者に対して返還すべき金額を控除した金額）の額に、100分の70以上の農林水産大臣が定める率（平成25年12月6日農林水産省告示第2960号により100分の80と定められている。）以下の範囲内でJRAが定める率を乗じて得た額に相当する金額を、的中した各馬券に按分した金額とされている（競馬法8条1項）。なお、上記による払戻金の額が馬券の券面金額に満たない場合は、その券面金額が払戻金の額とされており（同条2項）、的中した馬券の払戻金が購入金額（倍率1.0倍）を下回ることはない。

なお、平成26年から平成28年までの払戻金の総額は、馬券の発売金額の約75%となっている。（乙3）

## (2) 原告の馬券の購入及び払戻しの状況

ア 原告は、平成21年2月14日、即PATに加入し、同日以降、即PATにより馬券を購入し、その馬券が的中した場合には払戻金を得ていた。

イ 原告は、遅くとも平成23年頃から、即PATによる馬券の購入に当たり、ネット口座として、E銀行（現F銀行）京橋支店の原告名義の普通預金口座（以下「本件ネット口座1」という。）を利用しており、平成27年11月頃からは、G銀行大阪中央支店の原告名義の普通預金口座（以下「本件ネット口座2」といい、本件ネット口座1と併せて「本件各ネット口座」という。）も利用していた。

ウ 原告の本件各年分における節ごとの馬券の購入金額及び払戻金額の状況並びに同払戻金額を一時所得とした場合における収入金額及び収入を得るために支出した金額は、それぞれ別表1-1から1-3までのとおりである。（乙6～9）

## (3) 本件各更正処分等の経緯

ア 原告は、本件各年分の所得税等につき、平成26年分及び平成27年分はいずれも法定申告期限までに、平成28年分は法定申告期限後の平成29年3月16日に、それぞれ別表2-1から2-3までの「確定申告」欄記載の内容で、京橋税務署長に確定申告書を提出した。なお、原告は、本件競馬所得につき、平成27年分は雑所得として申告をしたが、他の年分は申告をしていなかった。（乙10～12）

イ 原告は、平成31年4月8日、平成28年分の所得税等につき、不動産所得の金額の増加を理由として、別表2-3の「修正申告」欄記載の内容で、京橋税務署長に修正申告書を提出した。（乙13）

ウ 京橋税務署長は、平成31年4月24日付けで、原告の平成28年分の所得税等につき、上記イの修正申告に伴い、別表2-3の「賦課決定処分」欄記載のとおり、無申告加算税の賦課決定処分をした。（乙14）

エ 京橋税務署長は、令和元年5月28日付けで、原告の本件各年分の所得税等につき、本件競馬所得は一時所得に該当するとして、別表2-1から2-3までの「更正処分等」欄記載のとおり、本件各更正処分等をした。(甲1~3)

オ 原告は、令和元年8月27日、本件各更正処分等を不服として、京橋税務署長に再調査の請求をしたが、京橋税務署長は、同年11月26日付けで、同請求を棄却する旨の再調査決定をした。(乙15)

カ 原告は、令和元年12月25日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等の全部の取消しを求めて審査請求をしたが、国税不服審判所長は、令和3年4月13日付けで、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲4)

キ 原告は、令和3年10月8日、本件各更正処分等の全部の取消しを求めて本件訴えを提起した。(裁判所に顕著な事実)

#### (4) 被告が主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性

本件訴訟における本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張は、別紙2「本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張」のとおりである。なお、同別紙で定めた略称等は以下でも用いることとする。

### 3 本件の争点及びこれに関する当事者の主張

本件の争点は、本件競馬取得が一時所得に当たるか否かである。なお、本件競馬所得が利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも該当しないことについては当事者間に争いはない。

#### (1) 被告の主張

本件競馬所得が、事業所得、雑所得、一時所得のいずれに当たるかについては、①事業所得の該当性は、「対価を得て継続的に行なう事業」に当たるか否かにより判断され、②一時所得又は雑所得のいずれに当たるかは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得であること(除外要件)を前提として、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること(非継続性要件)、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること(非対価性要件)の各要件をいずれも満たす場合は一時所得となり、これを満たさない場合は雑所得となる。本件競馬所得は、以下に述べるとおり、除外要件(後記ア)、非継続性要件(後記イ)及び非対価性要件(後記ウ)のいずれも満たすことから、一時所得に当たる。

#### ア 除外要件を満たすこと

ある所得が事業所得に該当するというためには、当該所得が「事業」から生ずる所得であることが必要であり(所得税法27条1項)、ここにいう「事業」とは、「対価を得て継続的に行なう事業」をいう(所得税法施行令63条)。そして、ある具体的な収入が「対価」であるか否かは、その所得者がその収入を対価として認識しているか否か、あるいは対価を得る目的でその行為をしたか否かなどの所得者の主観的意図や動機にはかかわりなく、客観的にみて対価性を有すると認められるか否かにより判断すべきである。

これを本件払戻金についてみると、本件払戻金は、いずれも原告が本件各年分において購入した馬券が的中したことによりJRAから交付されたものであり、原告が本件払戻金の支払者であるJRAに対して何らかの役務を提供した対価として交付されたものでも、何らかの資産を譲渡した対価として得たものでもないから、客観的にみて対価性を有する

と認められるものではないことは明らかである。

よって、原告の本件払戻金に係る馬券購入行為は「対価を得て継続的に行なう事業」とはいえず、本件競馬所得は、事業所得にも該当しないから、除外要件を満たす。

#### イ 非継続性要件を満たすこと

(ア) 非継続性要件の判断は、「行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である」（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同27年3月10日第三小法廷判決・刑集69巻2号434頁（以下「最高裁平成27年判決」という。）及び最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同29年12月15日第二小法廷判決・民集71巻10号2235頁（以下「最高裁平成29年判決」という。）参照）とされており、その判断に当たっては、継続的行為該当性と営利目的該当性とを分けた検討が可能であるところ、原告の馬券の購入態様は、以下に述べるとおり、継続的行為該当性（後記（イ））及び営利目的該当性（後記（ウ））のいずれも認められないから、本件競馬所得は非継続性要件を満たす。

(イ) 継続的行為該当性の判断においては、「行為の期間、回数、頻度その他の態様」が考慮要素となり、このうち「その他の態様」としては「個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入」がなされたかなどにも着目し、一体の経済活動の実態を有する行為と評価することができるか否かによって判断すべきものと解される。

これを本件についてみると、原告が本件各年分において、ほぼ全ての節で馬券を購入していることは確認することができるが、各レースの馬券購入態様を確認することができるのは4節分の7レースのみであり、原告による一連の馬券購入行為の具体的な態様は明らかではない。また、仮に、原告の供述を前提とするとしても、原告は、年間のレースの中で「大きく勝負できる」レースを約10レース選定し、そのレースでの集中的な馬券購入により収支の黒字化を目指す一方、それ以外のレースの馬券は、形式的に少額を購入していたにすぎないから、かかる購入態様は、「個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入」とは到底いえない。

以上によれば、原告の馬券の購入態様を一体の経済活動の実態を有する行為と評価することはできず、継続的行為該当性は認められない。

(ウ) 営利目的該当性は、行為者が主観的に利益を上げる目的を有するだけでは足りず、「客観的にみて利益が上がると期待し得る行為」であるか否かが問題とされ、当該行為の該当性の有無は、「利益発生の規模、期間その他の状況」という考慮要素から判断するものとされている。そして、担税力の観点から、偶発的な一時の所得とは異質の利益発生の状況があるというためには、原則として年間を通じた回収率が100%を超えている年分が継続していることを前提として、数千万円から数億円規模の利益が長期間にわたって発生しているというような特殊な利益発生の状況が認められる場合に限られるというべきである。

これを本件についてみると、原告による平成25年分から平成29年分までの馬券購入において、年間を通じた回収率が100%を超えたのは平成27年分のみであり、それ以外の年分の回収率が100%に至らなかった理由も客観的に明らかではないから、年間を通じた回収率が100%を超えている年分が継続しているとの前提を欠く。また、利益発生の状況をもて、原告が利益を上げた平成27年分の利益は3億5000万円

を超えるものであったが、その前後の年分はいずれも損失が生じている上、損失が生じた年分の回収率は24.2%ないし73.9%であり、馬券に関する一般的な回収率である75%さえも下回っており、数千万円から数億円規模の利益が長期間にわたって発生しているとの状況が認められない。

以上のような原告の平成25年分から平成29年分までの回収率からすれば、原告の馬券購入態様が「客観的にみて利益が上がると期待し得る行為」であったとはいえず、営業目的該当性は認められない。

#### ウ 非対価性要件を満たすこと

非対価性要件を満たすか否かは、ある所得が「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得」に当たるか否かによって判断され、ここでいう「役務の対価」に当たるというためには、当該所得が役務の提供先から得られるものであることが必要と解すべきである。

これを本件についてみると、原告は、本件競馬所得を構成する収入である本件払戻金の支払者であるJRAに対して何ら役務を提供しておらず、仮に、原告が購入する馬券の選定に当たって何らかのノウハウを活用していたとしても、それが何か価値あるものとしてJRAに提供され、その対価として払戻金が得られたわけではない。また、そもそも競馬の払戻金は、購入した馬券が的中することによって生ずるものであるから、本件競馬所得が役務提供の対価としての性質を有するとは到底いえない。

よって、本件競馬所得は、「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得」に当たるので、非対価性要件を満たす。

### (2) 原告の主張

ア 本件競馬所得は、インターネット経由で馬券を購入することができるサービスである即PATにより購入した馬券の的中により得た払戻金によるものであるところ、以下に述べるとおり、インターネット経由での馬券購入は一連一体の投資活動というべきであるから、これにより得た所得については、その投資規模や投資形態に応じて、事業所得又は雑所得とされるべきであって、本件競馬所得は一時所得には当たらない。

(ア) インターネット経由での馬券購入は、従来の競馬場や場外馬券売場での馬券購入とは異なり、パソコンの画面上で買い目を選び、馬券の購入代金の決済もネット口座を通じて行われることから、億単位の高額かつ反復継続的な馬券の購入や多額の利益の獲得が可能である。また、的中した馬券の払戻金もネット口座に入金されるため、これを直ちに次のレースの馬券購入に充てることも可能であり、投資資金を回転させることにより、より流動的に高額な馬券購入が行われることとなる。このような流動的で高額な馬券購入は、それぞれの馬券購入ごとにみるのではなく、総体として利益を生み出すための一連一体の投資活動とみるべきである。

そうすると、インターネットを利用し、払戻金の獲得について利益獲得目的をもって馬券購入が反復継続して展開され、その結果、現に所得が実現した場合には、所得税法施行令63条の「対価を得て継続的に行なう事業」から生じた所得又は所得税法34条1項の「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」と認められるべきである。

(イ) これを本件競馬所得についてみると、原告は、インターネット経由で馬券を購入することができるサービスである即PATにより、平成26年から平成28年までの間、毎

年約30万点、3年間で合計約19億円分の大量の馬券を購入し、合計約22億円の払戻金を得ており、このような原告の高額かつ反復継続的な馬券の購入方法は、利益獲得目的の投資と呼ぶにふさわしいものである。

したがって、本件競馬所得は、事業所得又は雑所得とされるべきであり、一時所得には当たらない。

イ 最高裁平成27年判決及び最高裁平成29年判決の判断枠組みの下においても、平成27年分及び平成28年分の本件競馬所得は、以下に述べるとおり、非継続性要件（後記（ア））及び非対価性要件（後記（イ））のいずれも満たさないから、一時所得には当たらない。

（ア）非継続性要件を満たさないこと

平成27年分及び平成28年分の本件競馬所得は、以下の事情を総合考慮すれば、客観的にみて営利を目的とする継続的行為により生じたものというべきであり、非継続性要件を満たさない。

a 行為の期間

原告は、最高裁平成27年判決において外れ馬券が経費として認められたことを契機とし、その頃から、同判決の判示する態様に沿うように、競馬ソフトを導入して本格的な投資としての大規模な馬券購入を開始し、現在まで副業として馬券購入を継続しており、行為の期間は長いといえる。

b 行為の回数、頻度

原告は、中央競馬のほぼ全てのレースにつき、1レース当たり100点以上の馬券を購入してきたところ、中央競馬の1日当たりのレース数は24ないし36レースであるから、原告は、1日当たり2000ないし4000点の馬券を購入しており、年間の開催日数を週2日（土曜日及び日曜日）、50週とすれば、1年当たり20万ないし40万点の馬券を購入してきたことになるのであって、行為の回数、頻度は相当多いといえる。

c 行為のその他の態様

（a）原告は、即PATの加入者であり、自宅のパソコンからインターネット経由で馬券を購入してきたが、一つのネット口座で購入することができる馬券の点数には制限があることから、より大規模かつ網羅的な馬券購入を可能とするため、平成27年11月頃から二つのネット口座（本件各ネット口座）を利用するようになった。

（b）原告の馬券購入金額は、平成27年分は15億0115万7200円、平成28年分は4億6751万5300円であり、その規模はいずれも非常に大きい。

（c）原告は、一般的な馬券の購入金額に対する払戻金の期待値はおおむね0.75とされているところ、払戻金の期待値が1を超える統計学的理論・方法に基づき馬券を購入してきた。すなわち、原告は、競馬ソフトにより提供される膨大な量のデータや過去のレースビデオの確認、競馬新聞やインターネット上のコメントの確認等に1週間当たり40時間以上を費やすなど、膨大な情報収集と鋭い情報分析・判断の積み重ねにより、「オッズの歪み」（実際の客観的確率

と比べ、1着になる確率は低いが配当の高い「大穴」の馬券は過剰に人気が高くなり、1着になる確率は高いが配当の低い「本命」の馬券は人気が低くなるという現象を指す。)が大きな「荒れるレース」を見付け出し、人気の盲点となっている穴馬を抽出し、当該穴馬を中心に払戻金の倍率が500倍以上の三連単(1着、2着及び3着となった馬をその順位に従い一組としたものを勝馬とするもの)や三連複(1着、2着及び3着となった馬の組合せを勝馬とするもの)の馬券を狙って網羅的に100ないし500点規模で購入すると馬券選定方法(以下「本件馬券選定方法」という。)により、払戻金の期待値が1を超える方法での馬券購入を行ってきた。

d 利益発生規模

原告の馬券購入による損益は、平成27年分においては3億5685万6210円の利益を得る一方、平成28年分においては1億2221万5960円の損失を被ったから、通算すると2億3464万0250円の利益を得ている。

e 利益発生期間

原告は、上記dのとおり、平成27年及び平成28年の2年間で通算2億3464万0250円の利益を得ており、1年当たり1億1732万0125円もの多額の利益を得ている。

なお、非継続性要件の判断において重視すべきは「行為の態様」である期待値であり、「行為の結果」である回収率ではないが、回収率を考慮するとしても、暦年ごとではなく、複数年の合計でみるべきであり、暦年ごとの回収率が100%を下回る年分があるからといって非継続性要件を満たすとはいえない。

(イ) 非対価性要件を満たさないこと

所得税法34条1項は、単なる「対価」ではなく、「対価としての性質」と規定しているから、「対価としての性質」とは、単なる「対価」より広く捉えられなければならない。一時所得における対価性とは、役務行為に密接関連して給付がされるものを広く包摂するものと解すべきである。

これを本件についてみると、本件競馬所得は、原告が、本件馬券選定方法に基づき出走馬の着順を予想し、JRAの即PATを利用して馬券を購入したことにより生じたものであるところ、かかる出走馬の着順の予想は、高度な知的労働として行われており、かかる知的労働に基づき馬券を購入することにより払戻金という所得が発生しているであって、出走馬の着順の予想という知的労働は、払戻金の獲得という所得の発生に深く寄与しているといえる。

そうすると、本件競馬所得は、出走馬の着順の予想という原告の知的労働に基づく馬券購入という役務行為に密接関連して給付がされたものにほかならず、「対価としての性質」を有することは明らかであるから、非対価性要件を満たさない。

ウ 以上のとおり、本件競馬所得は一時所得に当たらないから、本件競馬所得が一時所得に当たるなどとしてされた本件各更正処分及びそれに伴う本件各賦課決定処分はいずれも違法であり、取り消されるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実のほか、証拠(甲21及び原告本人のほか、後掲のもの)及び弁論の全趣旨に

よれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告の馬券の購入方法

原告は、平成21年2月14日、即PATに加入し、同日以降、即PATにより自身のパソコン等からインターネット経由で馬券を購入するようになり、遅くとも平成23年頃からは、即PATによる馬券購入に係るネット口座として、本件ネット口座1を利用していたが、一つのネット口座で購入することができる馬券の点数には制限があったため、より多数の馬券購入を可能とすべく、平成27年11月頃からは、本件ネット口座2も併せて利用するようになった。(前記前提事実(2)ア、イ)

(2) 原告の馬券の購入状況

原告は、平成26年頃までは、毎週、メインレースを中心に1レース当たり数千円ないし数万円の範囲内で馬券を購入する程度であり、1節当たりの馬券購入額はおおむね数万円ないし数十万円にとどまっていたが、平成27年頃から馬券購入額が増え始め、最高裁平成27年判決の言渡しがあった同年3月頃以降は、全体のレースの90%前後のレースで馬券を購入するようになり、1節当たりの馬券購入額も数千万円に及ぶようになり、1億円を超えることもあった。(乙6～9、別表1-1～1-3)

(3) 原告の馬券の選定方法

ア 原告は、購入する馬券の選定に当たり、いずれもインターネット上で競馬に関する情報の提供や分析等のサービスを提供している「●●」、「●●」及び「●●」のほか、競馬新聞やインターネット上の掲示板等を利用して、競馬に関する情報の収集や分析を行っていた。(甲22～50)

他方で、原告は、馬券の購入に当たり、任意に設定した条件に合致する馬券を自動的に購入する機能を有する競馬予想ソフトを使用することはなかった。

イ 原告は、上記アの方法により情報の収集や分析を行い、出走馬の血統や調教の状況、過去の成績、騎手や厩舎の情報、当日の天候等から人気の盲点になっている穴馬を抽出し、当該穴馬を中心に払戻金の倍率が500倍以上となっている三連単や三連複の馬券を1レース当たり100ないし500点、金額にして数十万円ないし数百万円分の馬券を購入し、その中でも、原告が「大きく勝負できるレース」と判断したレースについては、更に多額の馬券を購入することもあった。しかし、上記のような払戻金の倍率が500倍以上となるようなレースは、中央競馬において1年間に行われる約3400レースのうち3分の1程度にとどまり、さらに、原告が「大きく勝負できるレース」と判断するのは年間10レース前後であった。

他方で、原告は、その余のレースについても数百円ないし数千円分の馬券は購入していたが、これは、最高裁平成27年判決にいう「個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入」と認められるためには、ほぼ全レースで馬券を購入することが必要であると考えたためであった。

(4) 原告の収支の状況

ア 平成26年分から平成28年分までの原告の馬券の購入金額は、平成26年分が1499万7000円、平成27年分が15億0115万7200円、平成28年分が4億6751万5300円であったのに対し、原告の馬券の払戻金額は、平成26年分が905万4040円、平成27年分が18億5801万3410円、平成28年分が3億4529

万9340円であった。

よって、その収支は、平成26年分が594万2960円の損失（回収率約60.4%）、平成27年分が3億5685万6210円の利益（回収率約123.8%）、平成28年分が1億2221万5960円の損失（回収率約73.9%）であった。（乙6～9、別表1-1～1-3）

イ 原告は、平成29年以降も、購入金額は少なくなったものの、おおむね前記（3）イと同様の選定方法により馬券の購入を継続しているが、その回収率は100%を下回る状況が続いている。

2 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう（所得税法34条1項）から、本件競馬所得が一時所得に当たるというためには、①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも当たらないこと（除外要件）、②営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること（非継続性要件）、③労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること（非対価性要件）の全てを満たすことが必要となる。そして、本件では、本件競馬所得が利子所得、配当所得、不動産所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得のいずれにも該当しないことについては当事者間に争いが無いから、上記①の除外要件を満たすかの判断に当たっては、本件競馬所得が事業所得に当たらないかを検討すれば足りることとなる。以下、順に検討する。

3 本件競馬所得が事業所得に当たらないこと（除外要件）について

（1）事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう（所得税法27条1項）ところ、ここにいう「事業」とは、対価を得て継続的に行う事業をいうものと解するのが相当である（所得税法施行令63条）。そして、ある具体的な収入が「対価」に当たるか否かは、客観的にみて、当該収入と所得者の行為が対価性を有すると認められるか否かにより判断するのが相当である。

これを本件についてみると、本件払戻金は、原告が購入した馬券が的中したことによりJRAから交付されたものであるところ、そもそも原告からJRAに対して何らかの役務を提供したり、何らかの資産を譲渡したりしたことはなく、本件払戻金がそれらの対価として得られたものではないことは明らかであるから、客観的にみて、本件払戻金の取得と原告の本件払戻金に係る馬券購入行為が対価性を有するとは認められない。

そうすると、本件払戻金は、所得税法施行令63条にいう「対価」には当たらないから、原告の本件払戻金に係る馬券購入行為は、対価を得て継続的に行う事業に当たらない。よって、本件競馬所得は、事業所得には当たらない。

（2）これに対し、原告は、本件競馬所得は、即PATにより購入した馬券の的中により得た払戻金によるものであるところ、インターネット経由での馬券購入は一連一体の投資活動というべきであるから、これにより得た所得については、その投資規模や投資形態に応じて、事業所得又は雑所得とされるべきである旨主張する。

しかし、ある所得が事業所得に当たるか否かは、上記（1）で説示したところにより判断

されるべきであるし、一時所得と雑所得のいずれに当たるかは、前記2で説示したとおり、二つの要件（非継続性要件及び非対価性要件）を満たすか否かにより判断されるべきであって、インターネット経由での馬券購入により得た所得であるからといって、そのことから直ちに当該所得が事業所得又は雑所得とされるべきであるなどとはいえない。

よって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

(3) 以上のとおり、本件競馬所得は、事業所得に当たらないから、除外要件を満たすといえる。  
4 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得であること（非継続性要件）について

(1) ア ある所得が営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成27年判決、最高裁平成29年判決参照）。

イ そこで、まず、行為の期間、回数、頻度その他の態様についてみると、原告は、平成27年3月頃以降、全体のレースの90%前後のレースで馬券を購入するようになり、1節当たりの馬券購入額も数千万円に及ぶようになった（前記1(2)）。また、原告は、中央競馬の年間約3400レースのうち3分の1程度のレースについては、1レース当たり100ないし500点、金額にして数十万円ないし数百万円分の馬券を購入しており（同(3)イ）、年間の馬券購入金額も、平成27年分は約15億0115万円、平成28年分は約4億6751万円に達していた（同(4)）。これらの事実によれば、原告は、長期間にわたり多数回かつ頻繁に馬券を購入していたとはいえる。

しかしながら、原告は、馬券を購入していた全体のレースの90%前後のレースのうち上記3分の1程度のレース以外のレースについては、数百円ないし数千円分の馬券しか購入していなかったものであり（同(3)イ）、かかる馬券の選定・購入方法によっては偶然性の影響が減殺されないことは明らかであるから、原告の主観はともかく、原告の馬券の購入態様が最高裁平成27年判決にいう「個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入」に当たるとはいえない。

また、原告の馬券の選定方法は、インターネット上の情報提供サービス等を利用して情報収集や分析を行っていたものの、任意に設定した条件に合致する馬券を自動的に購入する機能を有する競馬予想ソフトを使用したものではなく（同(3)ア）、馬券の具体的な買い目や購入金額の選定は、飽くまで原告自身の予想に基づくものであり、しかも、払戻金の倍率が500倍以上となっている高配当の馬券の的中を目指していたものであって（同イ）、長期的に安定した利益を得るための工夫等がされていたことはうかがわれない。

このような原告の馬券購入行為の期間、回数、頻度その他の態様に鑑みると、原告の馬券購入行為が一体の経済活動としての実態を有するもの、すなわち、継続的行為であったとは認められない。

ウ 次に、利益発生の規模、期間その他の状況をみると、原告は、平成27年分こそ約3億5685万円の利益（回収率約123.8%）を得たものの、平成26年分は約594万円の損失（回収率約60.4%）、平成28年分は約1億2221万円の損失（回収率約73.9%）を被っており（上記1(4)ア）、利益を得ていないばかりか、そ

の回収率はJRAの馬券の払戻金の期待値である約0.75(75%)をも下回っている。そして、原告は、平成29年以降も、購入金額は少なくなったものの、おおむね従前と同様の選定方法により馬券の購入を継続しているが、その回収率は100%を下回る状況が続いている(同イ)。

また、節ごとの収支の状況をみても、原告が馬券を購入した節のうち利益を得たのは、平成26年分では全49節のうち6節、平成27年分では全52節のうち15節、平成28年分では全50節のうち8節にそれぞれとどまり、大半の節では損失が発生しているのであって(別表1-1~1-3)、平成27年分で多額の利益を得ることができたのは、たまたま高配当の馬券の的中が重なったことによるものといわざるを得ない。

このような利益発生の規模、期間その他の状況等に鑑みると、原告の馬券購入行為が客観的にみて恒常的に利益を得ることを期待し得るようなものであったとは認められない。

エ 以上によれば、原告の馬券購入行為が営利を目的とする継続的行為とは認められないから、本件競馬所得は、非継続性要件を満たすものと認められる。

(2) ア これに対し、原告は、原告の馬券購入行為は、①行為の期間が長いこと、②行為の回数、頻度が相当多いこと、③大規模かつ網羅的で、その購入規模が非常に大きく、払戻金の期待値が1を超える方法により行われていたこと、④通算すると多額の利益を得ていることなどに鑑みれば、非継続性要件を満たさない旨主張する。

しかし、前記(1)イで説示したとおり、原告の馬券購入行為が長期間にわたり、多数回かつ頻繁なものであったとはいえるものの、原告の馬券の選定・購入方法が最高裁平成27年判決にいう「個々の馬券の的中に着目しない網羅的な購入」に当たるとはいえない。

また、原告の馬券の選定・購入方法が払戻金の期待値が1を超えるものであったとの点も、結果として平成26年分から平成28年分までを通算すれば回収率が100%を超えているものの、前記(1)ウで説示したとおり、各年分の収支の状況をみると、平成26年分及び平成28年分の回収率はJRAの馬券の払戻金の期待値である約0.75(75%)を下回り、平成29年分以降も回収率は100%を下回っていることに加え、節ごとの収支の状況をみても、原告が馬券を購入した節のうち利益を得たのは僅かであり、大半の節では損失が発生しており、平成27年分で多額の利益を得ることができたのは、たまたま高配当の馬券の的中が重なったことによるものといえることに照らせば、原告の馬券の選定・購入方法が、客観的に払戻金の期待値が1を超えるものであったとは認め難い。

そして、利益発生の規模等についても、平成27年分及び平成28年分を通算すれば約2億3464万円の利益を得ていることは認められるものの、各年分及び各節の収支の状況は上記のとおりであって、このような各年分及び各節の収支の状況も併せ鑑みれば、原告の馬券購入行為が客観的にみて恒常的に利益を期待し得るようなものであったとは認められないことは前記(1)ウで説示したとおりである。

したがって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

イ なお、原告は、馬券の的中により得た払戻金に係る所得が一時所得ではなく、雑所得と認定された裁判例との比較において、本件競馬所得も雑所得と認定されるべき旨主張

する。

しかし、最高裁平成27年判決に係る事案は、インターネット上の競馬情報配信サービス等から得られたデータを自らが分析した結果に基づき、馬券を自動的に購入することができるソフトに条件を設定してこれに合致する馬券を抽出させ、自らが作成した計算式によって購入額を自動的に算出し、この方法により、中央競馬のほとんど全てのレースについて、数年以上にわたって大量かつ網羅的に馬券を購入し続けたというものであり、このような購入の態様をとることによって、当たり馬券の発生に関する偶発的要素を可能な限り減殺しようとするとともに、購入した個々の馬券を的中させて払戻金を得ようとするのではなく、長期的にみて、当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の合計額との差額を利益とすることを意図するものであった（甲6～8）。これに対し、原告の馬券購入行為は、馬券を自動的に購入することができるソフトは使用せず、飽くまで原告自身の予想に基づき具体的な買い目や購入金額を選定していた上、原告が馬券を購入していたレースのうち3分の2程度については数百円ないし数千円分の馬券しか購入していなかったから、網羅的に馬券を購入し続けていたとはいえず、さらに、払戻金の倍率が500倍以上となっている高配当の馬券の的中を目指していたものであるから、購入した個々の馬券を的中させて払戻金を得ようとするのではなく、長期的にみて、当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての馬券の購入代金の合計額との差額を利益とすることを意図するものであったとも認められないのであって、最高裁平成27年判決に係る事案とは、馬券の購入態様を著しく異にするものといわざるを得ない。

また、最高裁平成29年判決に係る事案は、JRAに登録された全ての競走馬や騎手の特徴、競走馬のコースごとのレース傾向等に関する情報を継続的に収集、蓄積し、その情報を自ら分析して評価し、レースごとに着順を予想し、その上で、予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小との組合せにより、購入する馬券の金額、種類及び種類ごとの購入割合等を異にする複数の購入パターン（AからDまでの四つの基本パターンと、更に基本パターンAを細分化した九つの詳細パターン、基本パターンBを細分化した三つの詳細パターンがあり、基本パターンDは馬券の購入を諦めるというもの）を定め、これに従い、当該レースにおいて購入する馬券の購入金額、購入する馬券の種類及び割合等を決定し、馬券購入の回数及び頻度については、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入することを目標とし、上記の購入パターンを適宜併用することで、年間を通じての収支（当たり馬券の払戻金の合計額と外れ馬券を含む全ての有効馬券の購入代金との差額）で利益が得られるように工夫するというものであった（甲9～11）。これに対し、原告の馬券購入行為は、前記1で認定したとおりであり、上記のような詳細な馬券の購入パターンを定めていたとか、年間を通じての収支で利益が得られるように有意の工夫をしていたとの事情は認められないのであって、最高裁平成29年判決に係る事案とは、やはり馬券の購入態様を異にするものといわざるを得ない。

したがって、この点に関する原告の主張にも理由がない。

- (3) 以上のとおり、本件競馬所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得に当たらないから、非継続性要件を満たすといえる。

5 労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しない所得であること（非対価性要件）について

(1) ある所得が「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質」を有するというためには、「対価」という文言が用いられていることに照らせば、少なくとも当該所得が役務の提供又は資産の譲渡の相手方から得られたものであることを要すると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本件競馬所得は、本件払戻金によるものであるところ、本件払戻金は、JRAから原告に対して交付されたものではあるが、前記3(1)で説示したとおり、本件払戻金は、飽くまで原告が購入した馬券が的中したことによりJRAから交付されたものであり、原告からJRAに対して何らかの役務を提供したり、何らかの資産を譲渡したりしたことはないから、JRAが役務の提供又は資産の譲渡の相手方に当たるとは認められない。

そうすると、本件競馬所得は、役務の提供又は資産の譲渡の相手方から得られたものとはいえないから、「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質」を有するとはいえない。よって、本件競馬所得は、非対価性要件を満たすものと認められる。

(2) これに対し、原告は、一時所得における対価性とは、役務行為に密接関連して給付がされるものを広く包摂するものと解すべきであるとした上で、本件競馬所得は、出走馬の着順の予想という原告の知的労働に基づく馬券購入という役務行為に密接関連して給付がされたものであるから、「対価としての性質」を有するとして、非対価性要件を満たさない旨主張する。

しかし、そもそも出走馬の着順の予想が知的労働と評価するに値するものであるか疑問があるが、この点をおくとしても、馬券の購入行為自体をもってJRAに対する「役務」の提供とは認められないから、本件払戻金、ひいては本件競馬所得が役務の対価としての性質を有するとはいえない。

したがって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

(3) 以上のとおり、本件競馬所得は、労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないから、非対価性要件を満たすといえる。

6 小括

前記3から5までにおいて検討したところによれば、本件競馬所得は、除外要件、非継続性要件及び非対価性要件の全てを満たすものであるから、本件競馬所得は一時所得に当たる。

7 本件各更正処分等の適法性

(1) 本件各更正処分について

前記1から6までにおいて検討した結果を前提に、原告の本件各年分の所得税等について納付すべき税額を計算すると、別紙2のとおりとなるから、以下のとおり、本件各更正処分は、いずれも適法である。

ア 平成26年更正処分について

原告の平成26年分の所得税等について納付すべき税額は、107万7400円（別紙2の1(1)キ）であるところ、当該金額は、平成26年更正処分における納付すべき税額（別表2-1「更正処分等」欄の「納付すべき税額」⑩欄、甲1）と同額であるから、平成26年更正処分は適法である。

イ 平成27年更正処分について

原告の平成27年分の所得税等について納付すべき税額は、3億0411万6900円（別紙2の1（2）キ）であるところ、当該金額は、平成27年更正処分における納付すべき税額（別表2-2「更正処分等」欄の「納付すべき税額」⑩欄、甲2）を上回るから、平成27年更正処分は適法である。

ウ 平成28年更正処分

原告の平成28年分の所得税等について納付すべき税額は、1604万2100円（別紙2の1（3）キ）であるところ、当該金額は、平成28年更正処分における納付すべき税額（別表2-3「更正処分等」欄の「納付すべき税額」⑪欄、甲3）を上回るから、平成28年更正処分は適法である。

(2) 本件各賦課決定処分について

上記（1）のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件全証拠によっても、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき税額の基礎となった事実のうちに、本件各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことにつき、通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められず、また、平成28年分の所得税等について期限内申告をしなかったことにつき、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

以上を前提に、本件各更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税及び無申告加算税の額を計算すると、別紙2の3のとおり、平成26年分の過少申告加算税は9万7000円（別紙2の3（1））、平成27年分の過少申告加算税は1259万2000円（別紙2の3（2））、平成28年分の無申告加算税は316万7500円（通常分238万0500円と加重分78万7000円の合計額。別紙2の3（3））となる。これらの額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額（別表2-1「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」⑫欄、別表2-2「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」⑬欄、別表2-3「更正処分等」欄の「無申告加算税の額」⑭欄、甲1ないし3）といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

(3) したがって、本件各更正処分等はいずれも適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 市原 義孝

裁判官 渡邊 哲

裁判官 鈴木 真耶



別紙 1

指 定 代 理 人 目 録

高橋 紀子    的場 将男    守田可奈子    伊藤 英一    金光 昭二  
鈴木 勇氣

以 上

別紙 2

本件各更正処分等の根拠及び適法性に係る被告の主張

1 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各年分に係る所得税等の納付すべき税額等は、次のとおりである。

(1) 平成26年分（別表3-1「被告主張額」欄）

ア 総所得金額 1603万1795円

上記金額は、次の(ア)の給与所得の金額及び(イ)の一時所得の金額の合計額である（別表3-1「被告主張額」①欄）。

(ア) 給与所得の金額 1313万4680円

上記金額は、原告の平成26年分の所得税等の確定申告書（以下「平成26年分確定申告書」という。）に記載した給与所得の金額と同額である（乙10・1枚目⑥欄及び別表3-1「被告主張額」②欄）。

(イ) 一時所得の金額（総所得金額に算入すべき一時所得の金額。以下同じ。）

289万7115円

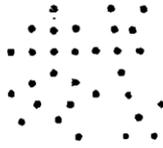
上記金額は、次のaの総収入金額から、bの収入を得るために支出した金額及び一時所得の特別控除額50万円を控除した金額の2分の1に相当する金額である（所得税法22条2項。後記(2)及び(3)の各アにおいて同じ。別表3-1「被告主張額」③欄）。

a 総収入金額 905万4040円

上記金額は、原告が平成26年中に得た本件払戻金の額として、本件で確認することができる資料を基に、原告が得た払戻金の金額を集計したものである（別表1-1「④収入金額（①）」の「合計」欄。以下、平成27年分及び平成28年分も同じ。）。

b 収入を得るために支出した金額 275万9810円

上記金額は、原告が平成26年中に収入（本件払戻金）を得るため



に支出した金額として、本件で確認することができる資料を基に、的中馬券に係る購入金額に近い金額を集計したものである（別表1-1「⑤ 収入を得るために支出した金額」欄の「合計」欄）。平成26年分においては、投票内容照会が存在せず、ある節に購入した馬券のうちどの馬券が的中馬券であるかの特定が困難であるから、納税者である原告に有利に考え、節ごとに本件ネット口座1における出金額（馬券の購入金額・別表1-1「②購入金額」欄）に見合う馬券が的中馬券であるとして、当該出金額をその節における払戻金を得るために支出した金額とした。もつとも、いわゆるオッズが1を下回る的中馬券は存在しないことから（競馬法8条2項）、当該出金額がその節における本件ネット口座1の入金額（払戻金額・別表1-1「④収入金額(①)」欄）を上回る場合は、入金額（払戻金額）を限度としている（以上の基本的な考え方は平成27年分及び平成28年分も同じ。）。なお、所得税法34条2項の規定により、同項の「収入を得るために支出した金額」は、購入馬券の金額のうち的中した馬券の購入金額に限られる。

イ 所得控除の額の合計額 1 2 2 万 5 3 6 0 円

上記金額は、原告が平成26年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である（乙10・1枚目②欄及び別表3-1「被告主張額」④欄）。

ウ 課税総所得金額 1 4 8 0 万 6 0 0 0 円

上記金額は、前記アの総所得金額1603万1795円から上記イの所得控除の額の合計額122万5360円を控除した後の金額（ただし、国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)及び(3)の各ウにおいて同じ。）である（別表3-1「被告主張額」⑤欄）。

エ 課税総所得金額に対する税額 3 3 4 万 9 9 8 0 円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額1480万6000円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である（別表3-1「被告主張額」⑥欄）。

オ 復興特別所得税の額 7万0349円

上記金額は、上記エの課税総所得金額に対する税額33.4万9980円に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」という。）13条の規定を適用して算出した金額である（別表3-1「被告主張額」⑦欄）。

カ 源泉徴収税額 234万2866円

上記金額は、原告が平成26年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（乙10・1枚目④欄及び別表3-1「被告主張額」⑨欄）。

キ 納付すべき税額 107万7400円

上記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額33.4万9980円及び前記オの復興特別所得税の額7万0349円を合計した金額から、上記カの源泉徴収税額234万2866円を控除した金額（ただし、復興財源確保法24条2項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。後記(2)及び(3)の各キにおいて同じ。）である（別表3-1「被告主張額」⑩欄）。

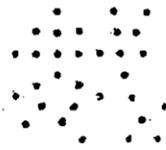
(2) 平成27年分（別表3-2「被告主張額」欄）

ア 総所得金額 6億7807万2398円

上記金額は、次の(ア)の給与所得の金額、(イ)の一時所得の金額及び(ウ)の雑所得の金額の合計額である（別表3-2「被告主張額」①欄）。

(ア) 給与所得の金額 1173万2534円

上記金額は、原告の平成27年分の所得税等の確定申告書（以下「平成27年分確定申告書」という。）に記載した給与所得の金額と同額である（乙11・1枚目⑥欄及び別表3-2「被告主張額」②欄）。



(イ) 一時所得の金額 6億662.1万4730円

上記金額は、次のaの総収入金額から、bの収入を得るために支出した金額及び一時所得の特別控除額50万円を控除した金額の2分の1に相当する金額である（別表3-2「被告主張額」③欄）。

5 a 総収入金額 18億5801万3410円

上記金額は、原告が平成27年中に得た本件払戻金の額である（別表1-2「④収入金額（①）」の「合計」欄）。

10 b 収入を得るために支出した金額 5億2508万3950円

上記金額は、原告が平成27年中に収入（本件払戻金）を得るために支出した金額で（別表1-2「⑤ 収入を得るために支出した金額」の「合計」欄）、以下の(a)から(e)までの期間ごとに「⑤ 収入を得るために支出した金額」を算出し、これらの合計額である。なお、前記(1)ア(イ)bで述べたとおり、節ごとの本件各ネット口座における出金額（馬券の購入金額・別表1-2「②購入金額」欄）が、その節における本件各ネット口座の入金額（払戻金額）を上回る場合は、入金額（払戻金額）を限度としている。

15 (a) 1節から17節まで（後記(c)から(e)までに挙げた節を除く）

「取引明細書」（乙6）の「支払金額」欄

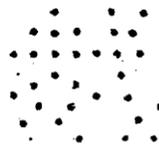
20 (b) 18節から52節まで（後記(c)から(e)にまで挙げた節を除く）

「入出金履歴照会結果」（乙8）の「購入金額」欄

(c) 22節

「投票内容照会」（乙9）のその節における「購入金額」欄の「合計」欄を合計し、この合計金額から的中馬券に係る購入金額を控除したものを、「入出金履歴照会結果」（乙8）の「購入金額」欄から控除した金額

25 (d) 24節及び27節



①「投票内容照会」(乙9)のその節における的中馬券に係る「購入金額」欄の合計額と、②「入出金履歴照会結果」(乙8)の「払戻・返還金額」欄から「投票内容照会」(乙9)のその節における「払戻／返還金額」欄の「合計」欄をそれぞれ合計した金額を控除した金額を、それぞれ合計した金額(①+②)

(e) 26節

「投票内容照会」(乙9)のその節における的中馬券に係る「購入金額」欄の合計額

(ウ) 雑所得の金額 12万5134円

上記金額は、原告が平成27年分確定申告書に記載した雑所得の金額3億5195万7049円から本件競馬所得に係る所得として確定申告した金額3億5183万1915円を減算した金額と同額である(甲2・1ページ「㊸更正後の額」欄の「雑所得」②欄及び別表3-2「被告主張額」④欄)。

イ 所得控除の額の合計額 125万8124円

上記金額は、原告が平成27年分確定申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である(乙11・1枚目㊸欄及び別表3-2「被告主張額」⑤欄)。

ウ 課税総所得金額 6億7681万4000円

上記金額は、前記アの総所得金額6億7807万2398円から上記イの所得控除の額の合計額125万8124円を控除した後の金額である(別表3-2「被告主張額」⑥欄)。

エ 課税総所得金額に対する税額 2億9977万0300円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額6億7681万4000円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である(別表3-2「被告主張額」⑦欄)。

オ 復興特別所得税の額 629万5176円

上記金額は、上記エの課税総所得金額に対する税額2億9977万0300円に復興財源確保法13条の規定を適用して算出した金額である（別表3-2「被告主張額」⑧欄）。

5 カ 源泉徴収税額 194万8527円

上記金額は、原告が平成27年分確定申告書に記載した源泉徴収税額と同額である（乙11・1枚目④欄及び別表3-2「被告主張額」⑩欄）。

キ 納付すべき税額 3億0411万6900円

10 上記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額2億9977万0300円及び前記オの復興特別所得税の額629万5176円を合計した金額から、上記カの源泉徴収税額194万8527円を控除した金額である。

(3) 平成28年分（別表3-3「被告主張額」欄）

ア 総所得金額 5059万5396円

15 上記金額は、次の(ア)の不動産所得の金額、(イ)の給与所得の金額、(ウ)の一時所得の金額及び(エ)の雑所得の金額の合計額である（別表3-3「被告主張額」①欄）。

(ア) 不動産所得の金額 188万8852円

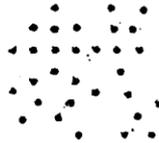
20 上記金額は、原告が、原告の平成28年分の所得税等の修正申告書（以下「平成28年分修正申告書」という。）に記載した不動産所得の金額と同額である（乙13・1枚目③欄及び別表3-3「被告主張額」②欄）。

(イ) 給与所得の金額 914万5200円

上記金額は、原告が平成28年分修正申告書に記載した給与所得の金額と同額である（乙13・1枚目⑥欄及び別表3-3「被告主張額」③欄）。

25 (ウ) 一時所得の金額 3944万2625円

上記金額は、次のaの総収入金額から、bの収入を得るために支出し



た金額及び一時所得の特別控除額50万円を控除した金額の2分の1に相当する金額である(別表3-3「被告主張額」④欄)。

a 総収入金額 3億452.9万9340円

上記金額は、原告が平成28年中に得た本件払戻金の額である(別表1-3「④収入金額(①)」欄の「合計」欄)。

b 収入を得るために支出した金額 2億6591万4090円

上記金額は、原告が平成28年中に収入(本件払戻金)を得るため支出した金額で(別表1-3「⑤収入を得るために支出した金額」欄の「合計」欄)、以下のとおり算出したものである。

平成28年分は、馬券購入に係る決済について、年間を通じて本件各ネット口座を用いているところ、全ての節において、「入出金履歴照会結果」(乙8)は存在するが、「投票内容照会」(乙10)は存在しないことから、全ての期間について「入出金履歴照会結果」(乙8)の「購入金額」により集計したものを「収入を得るために支出した金額」とした。

なお、「入出金履歴照会結果」(乙8)は、本件ネット口座1に係るものと本件ネット口座2に係るものがあり、それぞれごとに「購入金額」欄が「払戻・返還金額」欄を超えるかどうかを検討し、これを超える場合には「払戻・変換金額」を限度に「収入を得るために支出した金額」としている。

(エ) 雑所得の金額 11万8719円

上記金額は、原告が平成28年分修正申告書に記載した雑所得の金額と同額である(乙13・1枚目⑦欄及び別表3-3「被告主張額」⑤欄)。

イ 所得控除の額の合計額 121万5506円

上記金額は、原告が平成28年分修正申告書に記載した所得控除の額の合計額と同額である(乙13・1枚目⑧欄及び別表3-3「被告主張額」

⑥欄)。

ウ 課税総所得金額 4937万9000円

上記金額は、前記アの総所得金額5059万5396円から上記イの所得控除の額の合計額121万5506円を控除した後の金額である(別表3-3「被告主張額」⑦欄)。

エ 課税総所得金額に対する税額 1742万4550円

上記金額は、上記ウの課税総所得金額4937万9000円に所得税法89条1項の規定を適用して算出した金額である(別表3-3「被告主張額」⑧欄)。

オ 復興特別所得税の額 36万5915円

上記金額は、上記エの課税総所得金額に対する税額1742万4550円に復興財源確保法13条の規定を適用して算出した金額である(別表3-3「被告主張額」⑨欄)。

カ 源泉徴収税額 174万8282円

上記金額は、原告が平成28年分修正申告書に記載した源泉徴収税額と同額である(乙13・1枚目⑩欄及び別表3-3「被告主張額」⑩欄)。

キ 納付すべき税額 1604万2100円

上記金額は、前記エの課税総所得金額に対する税額1742万4550円及び前記オの復興特別所得税の額36万5915円を合計した金額から、上記カの源泉徴収税額174万8282円を控除した金額である。

## 2 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各年分の所得税等の納付すべき税額は、前記1(1)キ、同(2)キ及び同(3)キで述べたとおり、それぞれ

平成26年分 107万7400円

平成27年分 3億0411万6900円

平成28年分 1604万2100円

であるところ、これらの税額は、いずれも本件各更正処分に係る通知書（甲1～3）にそれぞれ記載された納付すべき税額と同額又は上回る額であるから、本件各更正処分は適法である。

なお、上記本件各年分の納付すべき税額のうち、平成27年分及び平成28年分について通知書記載額（甲1～3）を上回る理由としては、本件競馬所得に係る一時所得の各金額がそれぞれ増加することによるものである（具体的には、本件各更正処分においては、上記各金額を本件各ネット口座の入出金の金額からそれぞれ算定しているが、平成28年分については、その出金額の集計が一部誤っており、平成27年分については、原告の収支の状況をより詳細に反映するため、「総収入金額」及び「収入を得るために支出した金額」を、①「投票内容照会」、②「入出金履歴照会結果」、③「本件各ネット口座」の順で算定した結果、それぞれ所得金額が増加したことによるものである。）。

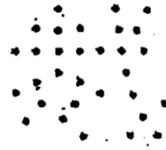
### 3 本件各賦課決定処分の根拠

上記2のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、原告が、平成26年更正処分及び平成27年更正処分にに基づき新たに納付すべきこととなった税額の計算の基礎となった事実のうちに、上記各更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことにつき通則法65条4項（ただし、平成28年法律第15号による改正前のもの）に規定する「正当な理由」があると認められるものはない。

また、平成28年分の所得税等について期限内申告を提出しなかったことにつき通則法66条1項ただし書における「正当な理由」があると認められない。

したがって、被告が本訴において主張する原告の平成26年分及び平成27年分の過少申告加算税の額は通則法65条1項の規定に基づき、平成28年分の無申告加算税の額は通則法66条1項及び2項の規定に基づき、それぞれ算定した次の(1)から(3)までの各税額である。

(1) 平成26年分の過少申告加算税の額 9万7000円



上記金額は、通則法 65 条 1 項及び復興財源確保法 24 条 4 項の規定に基づき、平成 26 年更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 97 万円（ただし、通則法 118 条 3 項の規定に基づき 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記(2)及び(3)において同じ。）に 100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額である（甲 1・1 ページ「㊸更正後の額」欄の「過少申告加算税」㊸欄及び別表 2-1 「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」㊸欄）。

(2) 平成 27 年分の過少申告加算税の額 1259 万 2000 円

上記金額は、通則法 65 条 1 項及び復興財源確保法 24 条 4 項の規定に基づき、平成 27 年更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 1 億 2592 万円に 100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額である（甲 2・1 ページ「㊸更正後の額」欄の「過少申告加算税」㊸欄及び別表 2-2 「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」㊸欄）。

(3) 平成 28 年分の無申告加算税の額 316 万 7500 円

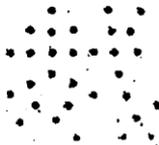
上記金額は、次のア及びイの各金額の合計額である（甲 3・1 ページ「㊸更正後の額」欄の「無申告加算税の額」㊸欄、6 ページ「賦課決定額」欄の「無申告加算税の額」㊸欄及び別表 2-3 「更正処分等」欄の「無申告加算税の額」㊸欄）。

ア 通常分の無申告加算税の額 238 万 0500 円

上記金額は、通則法 66 条 1 項及び復興財源確保法 24 条 4 項の規定に基づき、平成 28 年更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 1587 万円に 100 分の 15 の割合を乗じて計算した金額である（甲 3・6 ページ「賦課決定額」欄の「通常分」㊸欄）。

イ 加重分の無申告加算税の額 78 万 7000 円

上記金額は、通則法 66 条 2 項の規定に基づき、平成 28 年更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 1587 万円に累積納付税



額 37万8800円 (平成28年分修正申告書に記載された修正申告により増加する税額(乙13・2枚目㊸欄))を加算した金額1624万8800円から50万円を除いた金額1574万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額である(甲3・6ページ「賦課決定額」欄の「国税通則法第66条第2項に基づく加重分」㊹欄)。

4 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する平成26年分及び平成27年分の過少申告加算税の額並びに平成28年分の無申告加算税の額は、前記3で述べたとおり、それぞれ

平成26年分	9万7000円
平成27年分	1259万2000円
平成28年分	316万7500円

であるところ、これらの税額は、いずれも本件各賦課決定処分に係る通知書(甲1ないし3)にそれぞれ記載された過少申告加算税の額又は無申告加算税の額と同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である(平成26年分につき、甲1・1ページ「㊸更正後の額」欄の「過少申告加算税」㊻欄及び別表2-1「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」㊼欄、平成27年につき、甲2・1ページ「㊸更正後の額」欄の「過少申告加算税」㊻欄及び別表2-2「更正処分等」欄の「過少申告加算税の額」㊼欄、平成28年分につき、甲3・1ページ「㊸更正後の額」欄の「無申告加算税の額」㊽欄、6ページ「賦課決定額」欄の「無申告加算税の額」㊾欄及び別表2-3「更正処分等」欄の「無申告加算税の額」㊿欄)。

以上

別表2-1 平成26年分の所得税等に係る更正処分等の経緯

(単位:円)

項 目		確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
申告等の年月日		平成27年3月9日	令和元年5月28日	令和元年8月27日	令和元年11月26日	令和元年12月25日	令和3年4月13日
総所得金額 (② + ③)	①	13,134,680	16,031,787	全部の取消し	棄 却	全部の取消し	棄 却
内 訳	給与所得の金額	②	13,134,680				
	一時所得の金額	③	2,897,107				
所得控除の額の合計額		④	1,225,360				
課税総所得金額 (① - ④)		⑤	11,909,000				
課税総所得金額 に対する税額		⑥	2,393,970				
復興特別所得税の額 (⑥ × 2.1%)		⑦	50,273				
所得税及び復興特別所得税の額 (⑥ + ⑦)		⑧	2,444,243				
源泉徴収税額		⑨	2,342,866				
納付すべき税額 (⑧ - ⑨)		⑩	101,300				
過少申告加算税の額		⑪	97,000				

(注1) 「一時所得の金額」欄(③)の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1した後の金額である。

(注2) 「課税総所得金額」欄(⑤)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注3) 「納付すべき税額」欄(⑩)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項)。

別表2-2 平成27年分の所得税等に係る更正処分等の経緯

(単位：円)

項 目		確定申告	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
申告等の年月日		平成28年3月15日	令和元年5月28日	令和元年8月27日	令和元年11月26日	令和元年12月25日	令和3年4月13日
総所得金額 (② + ③ + ④)	①	363,689,583	637,758,243	全部の取消し	棄 却	全部の取消し	棄 却
内 訳	給与所得の金額	②	11,732,534				
	一時所得の金額	③	625,900,575				
	雑所得の金額	④	351,957,049				
所得控除の額の合計額	⑤	1,258,124	1,258,124				
課税総所得金額 (① - ⑤)	⑥	362,431,000	636,500,000				
課税総所得金額 に対する税額	⑦	158,297,950	281,629,000				
復興特別所得税の額 (⑦ × 2.1%)	⑧	3,324,256	5,914,209				
所得税及び復興特別所得税の額 (⑦ + ⑧)	⑨	161,622,206	287,543,209				
源泉徴収税額	⑩	1,948,527	1,948,527				
納付すべき税額 (⑨ - ⑩)	⑪	159,673,600	285,594,600				
過少申告加算税の額	⑫		12,592,000				

(注1) 「一時所得の金額」欄(③)の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1した後の金額である。

(注2) 「課税総所得金額」欄(⑥)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注3) 「納付すべき税額」欄(⑪)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項)。

別表2-3 平成28年分の所得税等に係る更正処分等の経緯

(単位：円)

項目		確定申告	修正申告	賦課決定処分	更正処分等	再調査請求	再調査決定	審査請求	裁 決
申告等の年月日		平成29年3月16日	平成31年4月8日	平成31年4月24日	令和元年5月28日	令和元年8月27日	令和元年11月26日	令和元年12月25日	令和3年4月13日
総所得金額 (②+③+④+⑤)	①	9,947,397	11,152,771	/	50,301,930	全部の取消し	棄 却	全部の取消し	棄 却
内 不動産所得の金額	②	683,478	1,888,852		1,888,852				
内 給与所得の金額	③	9,145,200	9,145,200		9,145,200				
内 一時所得の金額	④	-	-		39,149,159				
内 雑所得の金額	⑤	118,719	118,719		118,719				
所得控除の額の合計額	⑥	1,215,506	1,215,506		1,215,506				
課税総所得金額 (①-⑥)	⑦	8,731,000	9,937,000		49,086,000				
課税総所得金額 に対する税額	⑧	1,372,130	1,743,210		17,292,700				
復興特別所得税の額 (⑧×2.1%)	⑨	28,814	36,607		363,146				
所得税及び復興特別所得税の額 (⑧+⑨)	⑩	1,400,944	1,779,817		17,655,846				
源泉徴収税額	⑪	1,748,282	1,748,282		1,748,282				
納付すべき税額 (⑩-⑪)	⑫	△347,338	31,500		15,907,500				
無申告加算税の額	⑬				55,500				

(注1) 「一時所得の金額」欄(④)の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1した後の金額である。

(注2) 「課税総所得金額」欄(⑦)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注3) 「確定申告」欄の「納付すべき税額」欄(⑫)の「△」は、還付金の額に相当する税額を表す。

(注4) 「納付すべき税額」欄(⑫)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2項。「確定申告」欄を除く。)

別表3-1 平成26年分主張額等対比表

(単位：円)

項 目		更正処分等	被告主張額		
総 (	所 ② 得 +	金 ③ 額 )	①	16,031,787	16,031,795
内 訳	給 与 所 得 の 金 額		②	13,134,680	13,134,680
	一 時 所 得 の 金 額		③	2,897,107	2,897,115
所得控除の額の合計額		④	1,225,360	1,225,360	
課 (	税 ① 総 -	所 ④ 得 金 額 )	⑤	14,806,000	14,806,000
課 に 対 す る	税 ⑥ 総 所 得 金 額 額	⑥	3,349,980	3,349,980	
復 (	興 ⑥ 特 別 所 得 税 の 額 )	⑦	70,349	70,349	
所得税及び復興特別所得税の額 (	⑥ +	⑦ )	⑧	3,420,329	3,420,329
源泉徴収税額		⑨	2,342,866	2,342,866	
納 (	付 ⑧ す べ き 税 額 )	⑩	1,077,400	1,077,400	

(注1) 「一時所得の金額」欄(③)の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1した後の金額である。

(注2) 「課税総所得金額」欄(⑤)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注3) 「納付すべき税額」欄(⑩)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災

からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2

別表3-2 平成27年分主張額等対比表

(単位：円)

項 目		更正処分等	被告主張額
総 所 得 金 額 ( ② + ③ + ④ )	①	637,758,243	678,072,398
内 訳	給 与 所 得 の 金 額	②	11,732,534
	一 時 所 得 の 金 額	③	625,900,575
	雑 所 得 の 金 額	④	125,134
所得控除の額の合計額	⑤	1,258,124	1,258,124
課 税 総 所 得 金 額 ( ① - ⑤ )	⑥	636,500,000	676,814,000
課 税 総 所 得 金 額 に 対 す る 税 額	⑦	281,629,000	299,770,300
復 興 特 別 所 得 税 の 額 ( ⑦ × 2.1 % )	⑧	5,914,209	6,295,176
所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 額 ( ⑦ + ⑧ )	⑨	287,543,209	306,065,476
源 泉 徴 収 税 額	⑩	1,948,527	1,948,527
納 付 す べ き 税 額 ( ⑨ - ⑩ )	⑪	285,594,600	304,116,900

(注1) 「一時所得の金額」欄(③)の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1した後の金額である。

(注2) 「課税総所得金額」欄(⑥)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注3) 「納付すべき税額」欄(⑪)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2

別表3-3 平成28年分主張額等対比表

(単位：円)

項 目		更正処分等	被告主張額
総所得金額 (② + ③ + ④ + ⑤)	①	50,301,930	50,595,396
内 訳	不動産所得の金額	1,888,852	1,888,852
	給与所得の金額	9,145,200	9,145,200
	一時所得の金額	39,149,159	39,442,625
	雑所得の金額	118,719	118,719
所得控除の額の合計額	⑥	1,215,506	1,215,506
課税総所得金額 (① - ⑥)	⑦	49,086,000	49,379,000
課税に対する税額	⑧	17,292,700	17,424,550
復興特別所得税の額 (⑧ × 2.1%)	⑨	363,146	365,915
所得税及び復興特別所得税の額 (⑧ + ⑨)	⑩	17,655,846	17,790,465
源泉徴収税額	⑪	1,748,282	1,748,282
納付すべき税額 (⑩ - ⑪)	⑫	15,907,500	16,042,100

(注1) 「一時所得の金額」欄(④)の金額は、所得税法22条2項2号の規定による2分の1した後の金額である。

(注2) 「課税総所得金額」欄(⑦)の金額は、千円未満の端数を切り捨てた後の金額である(国税通則法118条1項)。

(注3) 「納付すべき税額」欄(⑫)の金額は、百円未満の端数を切り捨てた後の金額である(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法24条2

別表 1-1 ~ 1-3 省略